

八紘台送配水場低圧配電盤更新工事

〔 電 気 設 備 〕

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

宮古市上下水道部 施設課

目 次

第1章	総 則	
1.	適用範囲	1
2.	工程及び施工箇所	1
3.	関連法規及び規格	1
4.	疑義の解釈	1
5.	書類の提出	1
6.	承諾図書	3
7.	完成図書	3
8.	工事カルテ作成、登録	3
9.	工事施工	4
10.	検 査	4
11.	受注者の負担	4
12.	保証期間	5
13.	製造業者	5
14.	施工上の注意点	5
第2章	一般仕様	
第1節	共通事項	6
第2節	電気設備一般仕様	7
第3節	工事一般仕様	8
第3章	特記仕様	
第1節	電気設備特記仕様	10

第1章 総 則

1. 適用範囲

この特記仕様書（以下「仕様書」という）は、宮古市上下水道部（以下「甲」という）において令和8年度に施工する「八紘台送配水場低圧配電盤更新工事」に適用する。

この仕様書に定めのない事項については、国土交通省大臣官房技術調査課「電気通信設備工事共通仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるものとする。

2. 工程及び施工箇所

本工事の工期は契約日の翌日から260日間（連休等を含む）とし、施工箇所は宮古市築地一丁目4地内の水道施設とする。

3. 関連法規及び規格

この工事において準拠すべく基準及び規格は次の通りとする。

- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (2) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (3) 電気工事士法
- (4) 電気用品安全法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 計量法
- (7) 電気設備の技術基準（経済産業省令）
- (8) 日本産業規格（JIS規格）
- (9) 電気規格調査会（JEC規格）
- (10) 日本電線工業会標準規格（JCS規格）
- (11) 日本照明工業会規格（JIL規格）
- (12) 内線規定
- (13) NTT東日本IP通信網サービス契約約款
- (14) その他関係法令、条例、規則

4. 疑義の解釈

仕様書及び設計図書において疑義を生じた場合の解釈及び本工事の細目については、工事を担当する甲の監督職員（以下「監督員」という）の指示に従わなければならない。

5. 書類の提出

受注者（以下「乙」という）は、この工事の施工に伴い、次の書類を甲に提出しなければならない。なお、提出部数は監督員と協議によるものとする。

(1) 着工時

- 工事着手届
- 工事工程表（工事策定表添付）
- 現場代理人又は監理（主任）技術者通知書（経歴書等添付）
- 資格証の添付（1級電気工事施工管理技士、等）
- 下請調書（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等の写し添付）

(2) 工事中

- | | |
|----------------|-------------------|
| 工事カルテ登録前 | 確認の都度（2部） |
| 工事カルテ登録後 | 登録の都度（2部） |
| 工事従事者名簿 | 2部（免状の写し確認） |
| 施工計画書 | 2部 |
| 実施工程表（月間、週間） | 2部 |
| 製造業者リスト（機器） | 2部 |
| 製造業者リスト（材料） | 2部 |
| 主要機器承諾願 | 2部 |
| 主要材料承諾願 | 2部 |
| 施工図（施工要領書）の承諾願 | 必要な箇所（2部） |
| 出来形管理図 | その都度（2部） |
| 工事打合せ議事録 | その都度（2部） |
| 材料検査立会願 | その都度（2部） |
| 工事施工立会願 | その都度（2部） |
| 工場検査要領書 | 該当機器（2部） |
| 現地試験要領書 | 2部 |
| 工事事故報告書 | その都度（指示する期日までに2部） |

(3) 完成時

- | | |
|---------|-------------------|
| 工事完成届 | 工事完成日（着工前、完成写真添付） |
| 完成図書 | 2部 |
| 工事写真 | 2部 |
| 検査試験成績表 | 2部 |
| 各種データ | 1式（CD-R） |
| 引渡書 | 竣工検査完了日 |

(4) その他、監督員が必要と認め指示するもの。

(a) 健康診断

水に直接近接する可能性がある工事従事者について、水道法第21条に基づく健康診断を行い、その結果をすみやかに報告すること。また、有効期間はおおむね1年間とする。検査項目は、赤痢、パラチフス、腸チフス、サルモネラ症、病原大腸菌感染症(0-157・0-26・0-111)とする。

6. 承諾図書

5. (2)に掲げる承諾図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 機器製作図の承諾願に関するもの

(a) 電気設備機器

機器製作仕様書、外形図、盤内器具配置図
単線接続図、三線接続図、展開接続図

(b) 主要資材

仕様書、外形図、品質および性能証明書

(c) 共通事項

付属品および予備品一覧表

その他、監督員が指示するもの

(2) 施工図の承諾願に関するもの（必要な場合のみ）

機器配置平面図及び断面図または側面図、機器据付図、
制御線、計装線の各配線図、システム系統図、
その他、監督員が指示するもの

7. 完成図書

5. (3)に掲げる完成図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 完成図書

工事概要書、竣工図、機器完成図、検査試験成績表、現地試験成績表
機器取扱説明書、ケーブル接続表、保証書、アフターサービス連絡表
その他、監督員が指示するもの

(2) 運転操作に関する説明書

(3) 官公庁等手続書類またはその写し

8. 工事カルテ作成、登録

(1) 乙は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として工事カルテ「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

9. 工事施工

- (1) 乙は、監督員と設計、施工について打ち合わせのうえ承諾図書を作成し、承諾を得てからでなければ、製作及び施工に着手してはならない。また、据付等施工に関しては水道施設耐震工法指針・解説および建築設備耐震設計・施工指針に準拠した施工方法を行わなければならない。なお、機器等に関しては転倒しないよう堅固に据付けるものとし、施工方法を示した図書等の写しを提出すること。
- (2) 乙は、工事着手に先立ち、工事内容を十分に把握し、さらに現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い施工計画を策定すること。
- (3) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。
- (4) 乙は、工事の施工にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう、公害の防止に努めなければならない。
- (5) 既設構造物を汚染もしくはこれらに損傷を与えた時は、乙の責任において復旧しなければならない。
- (6) 工事の完了時、乙は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃処理しなければならない。

10. 検査

検査は、次の各項目について行うものとする。

なお、これに要する費用は、乙の負担とする。工場立会検査は、原則として乙が責任を持って行うこと。

(1) 工場立会検査

この工事に使用する機器のうち、監督員が必要と認めるものについては、製作完了時当該工場において乙の立会検査を行う。(汎用外、受注製作品)

なお、工場検査の有無にかかわらず監督員の指示する主要機器、材料については、全ての社内試験成績表を提出するものとする。

(2) 中間検査

工事段階の区切り、工事完了後では検査できない部分等、監督員が必要と認めるものについては、甲の検査を行うものとする。

(3) 竣工検査

工事完了にあたっては、甲の規定に基づき竣工検査を行うものとする。

11. 受注者の負担

次の事項に要する費用は、乙の負担とする。

- (1) 軽微な事項で、設計図書に示されていない事項であっても、工事施工上当然必要と認められるもの。
- (2) 現場の収まりおよび取り合いによる、機器または材料の取付位置、取付方法等の軽微な変更。
- (3) 各種の試験、検査および施工管理に要する費用。

(4) 関係諸官庁、電力会社、N T T等に対する一切の諸手続き等に要する資料作成およびその費用。

1 2. 保証期間

この工事の保証期間は、総合試運転期間終了後1ヶ年を保証期間とする。

保証期間中に乙の責任と見なされる原因によって故障等の不具合が生じた場合、乙は、その責任と負担により、補修、取替え、その他必要な処置を施すものとする。

1 3. 製造業者

この工事で使用する機器および材料について乙は、事前に甲へ製造業者リストを提出し、甲の承諾を受けた後に当該製品を使用するものとする。

1 4. 施工上の注意点

- 1) 作業時間は原則として、平日の午前8時30分から午後5時00分までとし、完全週休2日(土日)適用工事とする。(工事着手前に発注者と協議すること。)
- 2) 所定の場所以外は禁煙とする。

第2章 一般仕様

第1節 共通事項

1. 規則

本工事に使用する機器は、JIS、JEC、JEMの各規格に準拠するもので、本章の仕様によること。

2. 受電および配線方法

受電および配線方法は、設計図面並びに本仕様書に示す通りとする。

3. 単位

単位はすべてメートル法及びS I単位系によるものとする。

4. 周波数

本地域は50Hz地域につき、定格周波数は50Hzとする。

5. 塗装

機器の塗装はフレーム部とし、その他鉄部分は十分な下地処理を行ったうえ下地塗装を行い、特に正面に露出する部分は、下塗り1回、仕上げ塗り2回を施すこと。塗料は耐火、耐水、耐酸性に優れたものを利用し、長期間の使用に耐えられるものとする。塗色は、特に指定するもの以外はJEM1135（配電盤、制御盤およびその取付器具の色彩）を基準とする。

6. 予備品および付属品

各機器の予備品等は、本仕様書に記載されているものを納入するほか、受注者において設備の運転上必要と認められるものは付属すること。

また、本仕様書に記載されていない部品等にあっても1年以内に消耗すると思われるものについては1ヶ年分を供給しなければならない。

(1) 盤関係

リレー類	各種1個
タイマー類	各種1個
ランプ類	各種1個（LED）
アレスタ類	100%
ヒューズ類	100%

(2) その他、打合せにて決定したもの

7. 荷造り、輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講じること。また、予備品は長期保存に適するよう必要な部分には錆止めを施し、ビニル等にて包装または荷造りをして、外部には内容品名、数量を明記し、必要な場合には転倒防止の処置を施し、保管上の注意事項を付記するものとする。

輸送途中における機器・材料および一般公共物等に与えた損害は、一切乙の責任にて処理すること。

8. 施工期間における準備、運搬搬出入、NTT申請、施工上必要な準備に係る費用は共通仮設費に含むこととする。

9. 製作中の連絡

納入機器の製作者が複数にわたる場合には、各製作者は互いに密接な連絡を取り合い全体として完全な機能を発揮できるものを納入するものとする。

第2節 電気設備一般仕様

1. 低圧配電盤（鋼板製屋内自立型）

(1) 構造

- (ア) 今回製作する盤の金属外箱および主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとし、次表に示す厚さ以上の鋼板を用いて製作すること。

表：鋼板の厚さ

構成部	鋼板の厚さ（屋内）（mm）
側面板	2.3
底板	2.3
屋根板	2.3
中板	2.3
扉	2.3
遮蔽板・仕切板	1.6

- (イ) 今回製作する盤扉の錠付ハンドルは、共通キー（キ-No. 0200）によって施錠可能とすること。
- (ウ) 蝶番は、ドアが片下りしないよう十分な強度を有し、保守性の良いドアストップ付とすること。
- (エ) ケーブル引込み口および引出し口部分の底板は、現地で穴あけ加工とする。
- (オ) 低圧配電盤の寸法・内外面配置等は設計図を参照し、打合せのうえ承諾図において決定する。

(2) 主回路

主回路に用いる母線および接続導体は銅を使用し、規定の条件の下に定格電流および定格短時間電流を流しても充分これに耐えるものとする。
絶縁電線を用いる場合は原則として600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 I Eを使用し、電気機器用ビニル絶縁電線 K I Vに規定されたものまたは、同等品以上のものを使用すること。ケーブルを用いる場合は、架橋ポリエチレン絶縁耐燃ポリエチレンシースケーブル C E、C E T及び C E Eを使用すること。

(3) 制御回路

- (ア) 制御回路に用いる電線は原則として600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 I Eまたは600Vビニル絶縁電線 I V、電気機器用ビニル絶縁電線 K I Vに規定されたもので、断面積が 1.25mm²以上を有し、かつ可動部は充分可とう性があるものを使用すること。

ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれた場合、監督員と協議のもと、細い電線を使用しても良い。

- (イ) 電線被覆の色別は下記の色別を行う。

計器用変圧器二次回路……………黄
計器用変流器二次回路……………黄
交流制御回路……………黄
直流制御回路……………青（指定）
接地回路……………緑

(4) 動力および制御電源

- (ア) 三相交流 210V（ただし、機器の定格は200Vとする）
(イ) 単相交流 210V（ただし、機器の定格は200Vとする）

(5) 使用部品

- (ア) 補助リレーおよびタイマーは、動作表示付（LED）とする。
(イ) 盤面表示灯は、LED球を使用すること。

(6) その他

- (ア) 電氣的に接続する全てのボルト、ナット、ネジなどには増締めマーキングをすること。施工者は黒色のマジックでチェックし、現場代理人は赤色のマジックでチェックすること。マジックは耐熱耐候マーカ―を使用すること。

第3節 工事一般仕様

1. 概要

本工事は、低圧配電盤の搬入、据付、配線等の各工事を行い、各申請をし、更に単体～組合せ試験および総合試運転までを含むものとする。

また、本工事は設計図書並びに本仕様書に基づき監督員と十分に打合せのうえ、あらかじめ承諾を受けた図面により関係法令および規格に準拠して施工するものとする。

2. 一般仕様

(1) 機器据付工事

(ア) 配電盤等の据付

(a) 鋼板製屋内自立盤の据付

- (i) 低圧配電盤本体は、ベース及び架台とボルトにより堅固に固定すること。
- (ii) 基礎部分へ十分な根入れを確保して接着系アンカー（樹脂カプセル）を打込み、機器が水平になるようにライナーで調整の上、ダブルナットでベースを固定する。なお、ボルトナットの材質は、ステンレス製とし、ナットの締結後、ボルト山を3山以上突き出しさせること。また、増締めマーキングをすること。施工者は黒色のマジックでチェックし、現場代理人は赤色のマジックでチェックとする。マジックは耐熱耐候マーカ―を使用すること。また、全箇所数引抜試験を行なうこと。
- (iii) 配電盤の強度、取付部材の強度、取り付け位置の状況から、床スラブ又は基礎への固定だけで移動または転倒を抑止できない場合は、鋼材等により配電盤を支持する。
- (iv) 据付に際しては、機器本体に溶接、切断等の加工を行なってはならない。
- (v) 据付完了後、傷及び塗装の損傷部分は補修すること。
- (vi) 配電盤のケーブル引込部分等の開口部に、小動物等の侵入防止の処理を行うこと。

(b) その他

機器の取付に際し、構造物にはつり及び溶接を行なう場合は監督員の指示を受けたあと施工し、速やかに補修すること。

- (イ) 低圧配電盤以外の後施工アンカーは、QCアンカーやスマートQCアンカーと同等のものを使用して良いこととする。

(2) 配線工事

(ア) 配線工事

(a) 端末処理等

各芯線には端子記号と同一マークを刻印したマークチューブを付けると共に、ケーブルにはケーブル記号等を記した札をシースに付けること。

(b) ケーブルと機器の接続

- (i) 配電盤に引込むケーブルは、適切な支持物に堅固に固定し、接続部に過大な応力がかからないようにするものとする。
- (ii) 心線相互の接続は、圧着スリーブ、電線コネクタ、圧着端子等の電線に適合する接続材料を用いることとする。

(c) 電路とその他のものとの隔離

- (i) 低圧ケーブルまたは低圧ケーブルを収納した電路は、弱電流電線等と接触しないように施工するものとする。

- (ii) 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ピットに収納して配線するときは隔壁を設けるものとする。
 - (iii) 低圧屋内ケーブル、弱電流電線または水道管、もしくはこれらに類するものは、十分隔離する。
- (イ) ケーブルの種類および太さ
- ケーブルの種類および太さは図面または機器仕様の通りとするが、特に記載のない場合は次によること。
- (a) 低圧ケーブルについては、架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（CE、CET等）を使用すること。
 - (b) 制御用ケーブルについては断面積1.25mm²以上の制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（CEE）を使用すること。
 - (c) 計装信号用ケーブルについては断面積 1.25mm²以上の計装用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルまたは前記CEEを使用することを原則とする。但し誘導を受ける恐れのある場合は同断面積の遮蔽付ケーブルを使用すること。なお、盤内信号配線において断面積 1.25mm²より細い電線を使用する場合は、監督員の承諾を得ること。

第3章 特記仕様

第1節 電気設備特記仕様

1. 概要

本工事は、八紘台送配水場の低圧配電盤である中里系送水ポンプ盤、日の出系No. 1, 2送水ポンプ盤、日の出系No. 3送水ポンプ盤、補機盤兼計装盤及びTM/TC子局盤を更新するものである。また、今回、補機盤兼計装盤とTM/TC子局盤を統合し、補機盤として更新する。

中里系No. 1送水ポンプ、中里系No. 2送水ポンプ、日の出系No. 3送水ポンプの幹線ケーブルを既存同等サイズのケーブルで更新する。

今回の低圧配電盤更新に伴い、NTT専用回線で千徳第一送水場(中央監視室)と通信を行っているが、光回線(VPN)化を行う。※NTT申請～廃止申請は受注者とする。

2. 設備機器

(1) 中里系送水ポンプ盤	1面
(2) 日の出系No. 1, 2送水ポンプ盤	1面
(3) 日の出系No. 3送水ポンプ盤	1面
(4) 補機盤	1面
(5) テレメータ設備	2台
(6) ルーター	1台

3. 工事範囲

- (1) 上記低圧配電盤の設計製作および据付工事
- (2) ケーブル配線接続・撤去工事
- (3) 該当の既設低圧配電盤の撤去
- (4) 低圧配電盤据付に伴う架台の製作設置及びピット縞鋼板の加工
- (5) 機器単体～組合せ試験および総合試運転、監視項目全点数試験
- (6) NTT専用線から光回線(VPN)化
- (7) その他上記に伴う諸工事

4. 共通仕様

- (1) 各低圧配電盤
 - (ア) 盤色は通常色(5Y7/1)とする。
 - (イ) 盤内照明は全てLEDとする。
 - (ウ) 盤面ランプは全てLEDとする。
 - (エ) 盤面キーは共通キー(200番)とする。
 - (オ) 主幹は警報接点付とする。
 - (カ) 盤内交流電源の電線は黄色とし、直流電源の電線は青色で区別すること。
 - (キ) D種接地のブスバーを盤下部手前に設置すること。
 - (ク) 盤扉に接地を施すこと。
 - (ケ) 相順は、3相3線式の場合左から、第1相(R)－第2相(S)－第3相(T)とし、単相3線の場合左から、第1相(R)－中性相(N)－第3相(T)とする。単相2線の場合、左側が電源(R・T)とし、右側が接地(N)とする。

5. 低圧配電盤参考仕様

- (1) 中里系送水ポンプ盤
 - (ア) 数量 1面
 - (イ) 型式 鋼板製屋内自立型
錠付ハンドル、前後扉付
 - (ウ) 寸法 800W×2, 350H×800D
 - (エ) 盤面取付器具
盤名称銘板、用途銘板 1式

交流電流計 (0~50A 2倍目盛 赤置針付)	2ヶ
電流切替器 (R-S-T)	2ヶ
運転時間計	2ヶ
集合表示灯 (30角 2d×3r LED)	2ヶ
操作開閉器 (現場-中央)	2ヶ
操作開閉器 (停止-0-運転)	2ヶ
停止ランプ (緑)	2ヶ
運転ランプ (赤)	2ヶ
その他必要なもの	
(オ) 盤内取付器具	
配線用遮断器 (2P30AF)	2ヶ
漏電遮断器 (3P50AF AL付)	2ヶ
電磁接触器 (52)	2ヶ
進相コンデンサ(150 μ F)	2ヶ
計器用変流器 (50/5A)	2ヶ
3Eリレー	2ヶ
補助継電器	1式
内部配線および端子台	1式
その他必要なもの	

(2) 日の出系No. 1, 2送水ポンプ盤

(ア) 数量	1面	
(イ) 型式	鋼板製屋内自立型	
	錠付ハンドル、前後面扉付	
(ウ) 寸法	900W×2, 350H×800D	
(エ) 盤面取付器具		
盤名称銘板、用途銘板		1式
交流電流計 (0~200A 2倍目盛 赤置針付)		2ヶ
開度計		2ヶ
電流切替器 (R-S-T)		2ヶ
運転時間計		2ヶ
集合表示灯 (30角 2d×4r LED)		2ヶ
操作開閉器 (現場-中央)		2ヶ
操作開閉器 (停止-0-運転)		2ヶ
操作開閉器 (閉-連動-開)		2ヶ
停止ランプ (緑)		2ヶ
運転ランプ (赤)		2ヶ
閉ランプ (緑)		2ヶ
開ランプ (赤)		2ヶ
その他必要なもの		
(オ) 盤内取付器具		
配線用遮断器 (2P30AF)		2ヶ
漏電遮断器 (3P50AF AL付)		2ヶ
漏電遮断器 (3P225AF AL付)		2ヶ
電磁接触器 (52x2, 42x2, 6x2)		1式
電磁接触器 (可逆)		2ヶ
進相コンデンサ(20 μ Fx2, 600 μ Fx2)		1式
計器用変流器 (200/5A)		2ヶ
3Eリレー		2ヶ
補助継電器		1式
内部配線および端子台		1式
その他必要なもの		

(3) 日の出系No. 3送水ポンプ盤

- (ア) 数量 1 面
(イ) 型式 鋼板製屋内自立型
錠付ハンドル、前後面扉付
(ウ) 寸法 600W×2, 350H×800D

(エ) 盤面取付器具

盤名称銘板、用途銘板	1 式
交流電流計 (0~200A 2倍目盛 赤置針付)	1 ケ
開度計	1 ケ
電流切替器 (R-S-T)	1 ケ
運転時間計	1 ケ
集合表示灯 (30角 2d×4r LED)	1 ケ
操作開閉器 (現場-中央)	1 ケ
操作開閉器 (停止-0-運転)	1 ケ
操作開閉器 (閉-連動-開)	1 ケ
停止ランプ (緑)	1 ケ
運転ランプ (赤)	1 ケ
閉ランプ (緑)	1 ケ
開ランプ (赤)	1 ケ
その他必要なもの	

(オ) 盤内取付器具

配線用遮断器 (2P30AF)	1 ケ
漏電遮断器 (3P50AF AL付)	1 ケ
漏電遮断器 (3P225AF AL付)	1 ケ
電磁接触器 (52x1, 42x1, 6x1)	1 式
電磁接触器 (可逆)	1 ケ
進相コンデンサ (20 μ Fx1, 600 μ Fx1)	1 式
計器用変流器 (200/5A)	1 ケ
3Eリレー	1 ケ
補助継電器	1 式
内部配線および端子台	1 式
その他必要なもの	

(4) 補機盤

- (ア) 数量 1 面
(イ) 型式 鋼板製屋内自立型
錠付ハンドル、前後面扉付
(ウ) 寸法 600W×2, 350H×800D

(エ) 盤面取付器具

盤名称銘板、用途銘板	1 式
交流電圧計 (0~150V)	1 ケ
交流電圧計 (0~300V)	1 ケ
電圧切替器 (切, R-N, N-T, R-T, 切)	1 ケ
電圧切替器 (切, R-S, S-T, R-T, 切)	1 ケ
集合表示灯 (30角 1d×5r LED)	1 ケ
その他必要なもの	

(オ) 盤内取付器具

配線用遮断器 (3P100AF)	1 ケ
配線用遮断器 (3P50AF)	3 ケ
配線用遮断器 (2P50AF)	2 ケ
配線用遮断器 (3P30AF)	4 ケ
配線用遮断器 (2P30AF)	4 ケ

漏電遮断器 (3P50AF)	1ヶ
トランス	2台
補助継電器	1式
内部配線および端子台	1式
その他必要なもの	

6. テレメータ設備

- (1) テレメータ装置 (TL-500-ET2 相当) 2台
 (ア) 八紘台送配水場
 (イ) 千徳第一送水場 (中央監視室)
- (2) ルーター (4ポート) 1台
 (ア) 八紘台送配水場
- (3) 伝送項目 (下記点数は参考であり打合せにより決定する)

項目	Ai	Di	Pi
現場名			
八紘台送配水場	14	10	1

- (4) その他
 (ア) 入出力装置は既存再利用し、既存計装盤に移設する。
 (イ) ルーター及びONUは既存計装盤に設置する。

7. 予備品

予備品の納入数量は、下記の通りとする。

- (1) ヒューズは、取付数の100%
- (2) リレーおよびタイマーは、各種1個 (電圧、形状毎)
- (3) LED球は、各種・各色1個 (電圧、形状毎)
- (4) 補修塗料、刷毛
- (5) その他必要なもの

主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書

(工事名：八紘台送配水場低圧配電盤更新工事)

1 建設業法改正等に伴う主任技術者及び監理技術者の専任の合理化について

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場ごとに専任で置くこととされている。

令和2年10月に施行された建設業法施行令において、元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者が複数現場を兼務できるよう専任義務が緩和されている。

さらに、令和6年12月に施行された建設業法施行令において、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、同一の主任技術者又は監理技術者の2現場の兼務が可能となったほか、営業所ごとに専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できるよう専任の合理化が図られた。

これらを踏まえて、市営建設工事における主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いを定める。

2 建設業法第26条第3項第1号による場合(専任特例1号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の主任技術者又は監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) 下請次数が3を超えていないこと。
- 5) それぞれの工事に連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 10) 主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 11) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、主任技術者及び監理技術者の兼務届(様式第1号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書(以下、「人員配置計画書」)を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第1号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 建設業法第26条第3項第2号による場合(専任特例2号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 設計額(税込)が1億5千万円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること(山間部の携帯電話不感地帯等の工事では連絡体制が確保できない場合は認めない)。
- 6) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 7) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 8) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届(様式第2号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第2号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 営業所技術者等と兼務する場合

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等が1件の工事の主任技術者又は監

理技術者を兼務できるものとする。

- 1) 当該営業所において締結された工事であること。
 - 2) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
 - 3) 営業所と工事場所が宮古市内であること。
 - 4) 下請次数が3を超えていないこと。
 - 5) 連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
 - 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - 7) 建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
 - 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
 - 10) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。
- (2) 手続き

- 1) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、営業所技術者等の兼務届(様式第3号)に連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の5に規定する人員配置計画書を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第3号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても営業所技術者等と兼務することを考慮した内容とすること。

5 施行時期

令和7年2月3日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済や入札契約手続中の工事であっても、上記要件を満たし発注者が兼務を認めた(工事打合簿等書面によること)工事については適用できるものとする。

現場代理人の兼務に係る特記仕様書
(工事名：八紘台送配水場低圧配電盤更新工事)

1 趣旨

現場代理人については、原則として工事現場に常駐することと工事請負契約書別記で定めているが、常駐義務の緩和について、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。

2 対象工事

- (1) 以下の基準を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。
ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。
ア 設計額(税込)が4,500万円(建築一式の場合9,000万円)未満の工事であること。
イ 工事場所が宮古市内であること(県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能)。
ウ 特記仕様書等によりそれぞれの発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。
- (2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

3 兼務の条件

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

5 兼務の解除

受注者は1件の工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が工事の兼務を行わなくなった場合は、「現場代理人の兼務解除届」を発注者に提出すること。

6 兼務の取消

発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

- ① 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合
- ② 条件等を偽りその他不正な手段により兼務を行った場合

施 工 条 件

明 示 項 目	明 示 内 容
工 程 関 係	<p>工程を十分検討し、施工計画書を2部提出すること。 施工に先立ち現地調査並びに監督員と打合せを行うこと。 当該施設の電気主任技術者の指示に従うこと。 機器等の納入仕様書を2部提出し、監督員の承諾を得てから手配すること。 低圧配電盤等機器の工場製作期間に留意し、工程管理を徹底すること。</p>
現 場 代 理 人 監 理 技 術 者 の 兼 務	<p>別紙「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」及び「監理技術者の兼務に係る特記仕様書」を参照のこと。</p>
公 害 対 策 関 係	<p>水質に影響を及ぼすことのないよう万全を期すこと。 振動、騒音、排出ガスの抑制に努めること。</p>
安 全 対 策 関 係	<p>重量機器(低圧配電等)の撤去搬出～搬入据付けに際し、転倒・落下事故の無いよう作業員並びに通行人の安全を十分確保すること。また、高所作業時の転落事故及びケーブル取替時の挟まれや、感電事故に十分注意すること。</p>
工 事 用 道 路 関 係	<p>機器等の搬入搬出経路については、発注図面【1/8】を参照のこと。 (市道から、電気室までのルートを明記)</p>
仮 設 関 係	<p>機器の搬出～搬入据付けに際し、必要な仮設(ステージ等)を行うこと。 高所作業においては、安定した足場等を確保すること。</p>
産 業 廃 棄 物 関 係	<p>撤去品(鉄くず類)は、全てスクラップとする。</p>
機 器 製 作 関 係	<p>機器の承諾図作成に当り、事前打合せを必ず行うこと。(質疑・応答) 発注者・受注者・機器製作者の設計製作仕様の共有を図る。</p>
試 験 工 関 係	<p>工場試験要領書及び現地試験要領書を作成し、監督員並びに電気主任技術者の承諾を得ること。 機器単体試験及び各設備機器との組合せ連動試験を行うこと。 総合試運転時、非常用発電機を含めた総合連動試験及び実負荷試験を行うこと。 工場試験成績表並びに現地試験成績表を作成し提出すること。</p>
電 気 工 事 関 係	<p>別紙特記仕様書を参照のこと。 各電源系統及び信号系統を確認のうえ、撤去及び据付工事に着手すること。 機器等の撤去～搬入～据付～試験は、監督員及び電気主任技術者の立会いを原則とする。</p>
下 請 契 約 対 象 の 限 定	<p>社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とすることを原則として禁止する。 詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/tetsuzuki/1010858.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業法の諸手続き(許可、経審等)> 【お知らせ】県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について》</p>

工 事
番 号

R
8
|

冊 数

工 事
件 名

八 紘 台 送 配 水 場 低 圧 配 電 盤 更 新 工 事

業 者 名